

論  
評

田岡良一著 大津事件の再評価

△有斐閣 昭和五十一年十一月発刊  
(二九一頁) 二五〇〇円△

大西公照

ベルンハイムは、一般に歴史はこれを三分類し得る  
とする

- I Erzählende Geschichte (叙事風の歴史)
- II Pragmatische Geschichte (実際教訓的な歴史)
- III Genetische Geschichte (起源に関する歴史)

方によると、もとすめ一と三を満足させたものという  
ことになるであらうが、然し必然的に一番目の分類を  
も含んでいるようである。だがこの研究書はただそれ  
だけのものなのであらうか。

ランケは「吾人は古人を友とし、歴史と共に生き、  
共に感ずる必要を持つ」と喝破し、歴史の出発点はそ  
の歴史事象に対する感興を持つことより始まるといし、  
その素材選定にもある種の枠組みのあることを訴えて  
いる。勿論この見解の中には、題材選定作業があらゆ  
る予備知識、とりわけ国際法、地文・人文地理学、人  
類学、社会心理学、考古学、経済学等々の巾広き土壤  
を必要とする」とを必須前提条件として成立する」と

事実、今回田岡良一先生によつて発表された「大津  
事件の再評価」なる研究論文もその素材は明治一十四  
年（一八九一年）に発生したいわゆる大津事件なるもの  
に取材されたものであり、このベルンハイム流の分け

としても、究極的にはその人の特殊なヒラメキに依存する」とあるを示差しているようである。換言すれば

ランケは、この種のヒラメキも限られた人にしかない「*ソムニウム*」とを語っているものとみて差し支えないであろう。

ようである。

」の論文は四章より成っている。

第一章は、まず大津事件の概要を説明し、事件発生の歴史的背景と、この研究対象の持つ因果関係を浮かし彫りにしている。とりわけ著者は、一巡査、津田三

そういう意味合いからして今度の「大津事件の再評価」なる研究書は国際的に、夙に令名高き田岡先生が、国際法を始めとするその該博な知識を十二分に駆使され、史料批判の立場をも正鵠に踏んまえつつ、更にそこには不斷の歴史的連続性 (*phénomènes successifs, de répétition*) の上にバイタルな人々発展 (Entwicklung, l'évolution) のロゴラリーを打ち樹て、グルンハイムやランケの、ややあすれば静的惰性に陥りがちな考え方には動態、発展の思想を盛り込まれた点、まさに事宜にかなった適切な「本が出たものだ」としか言いようがないのであり、これをリンク式に表現してみると、*もしや、It is altogether fitting and proper that Dr. Taoka should publish this work* となる

蔵のアレキサンドロヴィッヂ襲撃事件「明治二十四年（一八九一年）五月十一日大津市で発生」が巷間いわれるような必ずしも突發的なものではなく、明治政府の外交、教育政策にも一班の責任があつたとなし、国内で日本国及び国民の優秀性をしきりと強調するくせに、国際的には、特にロシアに対し、卑屈な態度をとり続ける政府に対する反発、その間の不協和音が寡からず作用していると説いているのである。この手法は著者がすでに「委任統治の本質（一九四〇年）」を初めとするあま多の論文で採用し、その純粹史学からする本格的な分析は、国際法領域での世界的水準と相まち、早くから内外（とりわけ米、独、フランス、イタリアの学界）より高い評価を受けているものである。

この章の圧巻となっているのは、旧刑法百十六条「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」の条項を津田三藏に適用するかどうかについての当時の議論を丹念に法学者の立場で追っている点である。

第二章は、主として当時の大審院院長 児島惟謙の生きザマと、旧刑法百十六条が日本の皇室のみに適用されるものであり、本事件の applying clause とはならぬとの結論を導き出してゆく過程に費されてい

る。

第三章は、政府の対応の仕方に焦点が合わされ、一般に人口に膾炙される程に迄なっている本件裁判への政治の介入の度合いを克明に分析している。即ち青木・ショービッチ会談の内容の大審院筋への通知と、山田頤義(日大開学の祖)法相の来津事件(一般に最後の干渉といわれているもの)の二つの事象をもつてして、果たしてこれだけで司法部への行政府の干渉があつたことになるのだろうかとの疑問を投げかけている

し、更に批判と綜合からする著者の眼識は青木周蔵外相にも向けられ、この人物についての正しい評価がなされていないとして異論を挿まれている。又当時のロシアの対外政策と我が国を取り巻く国際環境の分析についての先鋭的な研究も付加されていてこの種の著書としては例のない程にその重みが加わっている。

最後に第四章では、児島惟謙個人の追究に眼が向けられ、結局するところ本件研究の結論は児島自身が何を悩み、求め、守ろうとしていたかに尽えるとし、そこにはこそバイタルな人々発展の歴史的諸相、換言すれば歴史的基型が捉えられようと結んでいる。いろいろなフォロー リサーチの末、彼が最後に守ろうとしたものは、一般の人によく皮相的に話されているような、例えば司法権の独立を誤った該治から断じて守ろうとしたとか、外国の我が國主権、とりわけ裁判への干渉を排除しようとしたとかと言ったシロモノではなく、一つにかかるて、ある「価値」に対してのみあるのであり、その「価値」とは「我が国の外交姿勢のあり

方をこの国内裁判を通して表明したかったにあるような気がすると述べている。そしてこのあたりに著者の面目躍如たるものがあるようである。たしかに児島が法律学の大学者であったという証拠も見当らないし、大思想家であったという痕跡も残していない。それにも拘らず、この事件が何時の時代にも内外を通じて注目を集めて来たし、又集め続けてゆくだろうと考えられるのは、一般的に思考しても、裁判といえども一見無味乾燥にみえる条文の解釈規定の類推適用にのみにある筈がなく、その判決の仕方によつてある種の意見の表明をなし得るのだとするそのモデルになつてゐるような気がするからではないだろうか。そこには反ソや反外国感情の入り込む余地などは全くない筈である。著者のこの透徹し切つた法律学者としての、倫理学者としての、更に純粹史学者としての鋭い眼は、

今回の大津事件の分析にも随所に遺憾なく注がれて居り、更に該事件の分析を通して、法律学や歴史学等をリサーチするものが、どのような態度で法律事象に臨むべきかを峻厳な迄に示しているものといえそうだ。嘗てマックス・ウーバーの *Die Protestantische Ethik und der <Geist> des Kapitalismus* を読んだ時以上の興奮を覚えたのも事実である。

確かにケース・スタディや比較法（比較民・憲・商法の類い）は、政治学と法律学の未分化問題等をも含めて、それにはそれに応じた追究の仕方があり得ることを、この書が始めて示したように思う。ケース・スタディは、何もラングデル以来の比較判例の学習にのみ終始すべきでもなかろう。あるリーガル・アフュアードを素材としそれに立体的諸学、国際法、私法、史学等々の分析を加える。そういうケース・スタディや比較法の追究もあり得るとした点でまさに画期的意義を提供したことになる。

又この著書を通して田岡先生の厳しい人生観をも垣間みることが出来るような気がした。願わくば後進相い集まり、国際性たかいこの書の英、独、仏、露版が早急に用意されて欲しいと思ふ念で一杯である。